



2025 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 ク オ リ プ ス 株 式 会 社

代表者名 代表取締役社長 草薙 尊之

(4894 東証グロース市場)

問合せ先 取締役 管理本部長 谷村 忠幸

(cuo_ir@cuorips.co.jp)

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額及び内容に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 20 日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2025 年 6 月 19 日開催予定の第 9 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社グループの経営陣が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社の企業価値向上へのインセンティブを高めることにより、当社グループの健全な経営を推進していくことを目的として、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行を予定しております。

このため、当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

当社は、上記の目的に加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は、当社の取締役以外の者への付与分を含めても 0.17%であり、その希釈化は軽微であることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

2. 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

(1) 当社の取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役の金銭報酬の額は、2021 年 8 月 13 日開催の当社第 15 回臨時株主総会に

において年額 100 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）としてご承認いただいております、また本定時株主総会で付議する予定の「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額 300 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）となります。

この報酬額の枠内で、今年度における新たな役員報酬制度として、当社の取締役に対しストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容につき、ご承認をお願いするものであります。

本議案における当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の総額は、割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されているブラック・ショールズ・モデルにより算定される 1 株当たりの公正な評価額を基準として当社取締役会で定める額を当該新株予約権の発行価額（払込金額）とし、これに割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。その付与については、新株予約権を当社の取締役に割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、当社は 2023 年 4 月 19 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本議案に沿った形で変更することを予定しております。

現在の当社の取締役の員数は 5 名（うち社外取締役 2 名）ですが、本定時株主総会で付議する予定の「取締役 6 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は 6 名（うち社外取締役 2 名）となります。なお、取締役の選任に関する議案は、本日リリースしました「役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

（2）報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

①新株予約権の総数

14,000 個を上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合

理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1 円とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- iii 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- iv 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得に関する事項

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

なお、当社は、上記１．のとおり、上記の各新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても、当社の取締役と合計して上記２．(2)①記載の新株予約権の個数を超えない範囲内で、当社取締役会が定める個数において割り当てる予定であります。

以 上